

別表第9 特定号給表（第15条関係）

職務の級 給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
行政職給料表	10号給	9号給	9号給	15号給	12号給	16号給	14号給	9号給	13号給	6号給
公安職給料表	22号給	20号給	14号給	22号給	12号給	18号給	16号給	17号給	8号給	
研究職給料表	10号給	13号給	12号給	9号給						
医療職給料表(1)	12号給	13号給	17号給							
医療職給料表(2)	12号給	12号給	17号給	12号給	14号給	8号給				
医療職給料表(3)	14号給	26号給	19号給	14号給	10号給					
教育職給料表(1)	11号給	14号給	9号給	11号給						
教育職給料表(2)	13号給	23号給	11号給							
教育職給料表(3)	13号給	25号給	14号給							

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第21条第2項第7号の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則(別表第6の改正規定に限る。)による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成14年7月1日から適用する。
(施行日における昇格又は降格の特例)
- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第15条又は第16条の規定を適用する。

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第52号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
(最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年熊本県条例第62号)附則第2項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年熊本県条例第64号)附則第2項に規定する平成15年1月1日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。)別表の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額 − 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額
(以下「旧給料月額」という。)

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の通算)

- 第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第5条第7項ただし書又は県立学校給与条例第6条第7項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成11年熊本県人事委員会規則第16号)は、廃止する。

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第53号

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則

- 第1条 熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
別表第3を次のように改める。